

現行条例	改正法	備考
	<p>(定義) 第六十条 (略) 2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの 3～5 (略)</p>	<p>→ 電算処理ファイル → マニュアル処理ファイル</p>
<p>(個人情報ファイルの保有に係る届出) 第4条 実施機関は、一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であつて、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにされたものその他規則で定めるもの(以下「個人情報ファイル」という。)を保有しようとするとき(一時的に利用するために保有しようとするときその他の規則で定めるときを除く。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 個人情報ファイルの名称 (2) 個人情報ファイルを保有する目的 (3) 個人情報ファイルが利用に供される事務を処理する組織の名称</p>	<p>(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知) 第七十四条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。 一 個人情報ファイルの名称 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 三 個人情報ファイルの利用目的 四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。) 五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)の収集方法</p>	<p>○ 改正法第74条は、地方公共団体には適用されない。 ※ 国の行政機関は、個人情報ファイルの保有等について、事前に個人情報保護委員会へ通知しなければならない。 ○ 改正法第74条第1項第1号～第7号並びに第9号及び第10号の事項は、個人情報ファイル簿の記載事項(改正法第75条第1項)</p>

現行条例	改正法	備考
<p>(4) 個人情報ファイルに記録される対象者の範囲</p> <p>(5) 個人情報ファイルに記録される項目</p> <p>(6) 個人情報の収集方法</p> <p>(7) 個人情報ファイルに記録されている個人情報を当該個人情報ファイルを保有している実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先の名称</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルについて、その保有をやめたときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨</p> <p>九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</p> <p>十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨</p> <p>十一 その他政令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル</p> <p>二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル</p> <p>三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル</p>	<p>→ 開示等請求の窓口</p> <p>→ 個人情報保護法以外の訂正や利用停止請求手続がある場合</p> <p>→ 保有開始の予定年月日、通知した事項を変更する予定年月日、第10号に該当する場合の当該法令の条項</p> <p>○ 改正法第74条第2項第1号～第10号は、個人情報ファイル簿の作成・公表の対象外（改正法第75条第2項第1号）</p>

現行条例	改正法	備考
<p>3 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、規則で定めるところにより、その</p>	<p>五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル</p> <p>七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p> <p>八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p> <p>九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル</p> <p>十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</p> <p>十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル</p> <p>3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有してい</p>	<p>→ 政令で定める数：1000人</p> <p>→ 他の行政機関等の職員、第3号の職員等の被扶養者や遺族などの人事、給与、福利厚生等に係るもの</p> <p>○ 地方公共団体の機関にも、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられる。</p> <p>○ 政令では次のようなことが定められている。</p>

現行条例	改正法	備考
<p>届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>る個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル</p> <p>二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに作成（行政機関等ごとに一の帳簿） ・ 記載すべき事項に変更があったときは、直ちに修正 ・ 個人情報ファイルの保有をやめたとき、本人の数が1,000人未満になったときは、遅滞なく、当該ファイルの記載を消除 ・ 作成したときは、遅滞なく、当該行政機関等の事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用等の方法により公表 <p>○ 改正法第110条等の規定により、行政機関等匿名加工情報の提供等に関する事項の記載も必要</p> <p>○ 作成・公表の対象とならないもの</p> <p>※ 「…個人情報ファイル簿を作成・公表することで特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられません。ただし、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルは、行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象外です。」(Q&A4-2-1)</p> <p>→ マニュアル処理ファイルで、その利用目的及び記録範囲が公表に係る電算処理ファイルの利用目的及び記録</p>

現行条例	改正法	備考
	<p>3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。</p> <p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>	<p>範囲の範囲内であるもの</p> <p>○ 記録項目の一部、収集方法、提供先について、当該事務・事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、その事項等を記載しないことや、個人情報ファイルを掲載しないことができる。</p> <p>○ 条例要配慮個人情報を定めた場合、個人情報ファイル簿に記載することとなる。</p> <p>○ 個人情報ファイル簿以外の帳簿（現行の個人情報ファイルの目録）を作成し、公表することが可能。</p>